



第3者機関による検証受検の御案内



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

第2計画期間のCO₂排出量について 早期の検証受検をお願いします

検証の受検

目標設定型排出量取引制度において、削減目標を達成するためには、第3者機関（登録検証機関）によるCO₂排出量の検証を受けて排出量等を確定させる必要があります。

検証対象年度：基準年度及び計画年度（平成27～令和元年度）

※ 第1計画期間で基準年度の検証を受検済みであれば、基準年度の再検証を受ける必要はありません。

検証結果の報告期限：令和3年3月末

※ **令和2年7月末までに検証機関と契約する**とともに、契約状況について県に報告してください。

検証のポイント

算定資料ファイルを元にして、主に以下の点について根拠資料や現地確認により第3者検証が行われます。

- 建築確認書類などの公的書類等により事業所範囲や延床面積を適切に把握しているか？
- 建物等の配電図や都市ガス配管図、消防への届出書類などにより燃料等使用量監視点を網羅的に特定しているか？
- 各燃料等使用量監視点に対応する購買伝票等が揃っているか？
- 購買伝票等から算定資料ファイルへの転記ミスはないか？

※建物や監視点の増減など変化がある場合は、変化がわかるよう資料を整理してください。

あらかじめ検証対象年度の公的書類や購買伝票等の準備をお願いします

<埼玉県との協議>

購買伝票等の紛失や廃棄をしてしまった場合、実測による算定・社内資料等で算定可能か埼玉県との協議になります。※値の信ぴょう性の判断を行いますので、保守的な値となることがあります。

早期の受検のお願い

第3者機関による検証には数か月要します。また、受検の期限に近づくとさらに時間を要することがあります。

県では早期の受検をお勧めしています ※令和元年度中に一部の年度でも受検することをお勧めします。

お問合せ先

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

（住所） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

（電話） 048-830-3043、3044、3049 （FAX） 048-830-4777

（E-mail） a3030-03@pref.saitama.lg.jp

詳細はホームページをご覧ください⇒

埼玉県 第2計画期間 第三者検証

検索

登録検証機関

登録番号	検証機関名	電話番号
11-2	ビューローベリタスジャパン 株式会社	03-5425-4868
11-3	株式会社 日本スマートエナジー認証機構	03-6262-1482
11-4	一般財団法人 建材試験センター	03-3249-3151
11-5	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	03-5570-9561
11-7	アイ・ビー・テクノス 株式会社	03-6758-0223
11-8	一般財団法人 日本品質保証機構	03-4560-5600
11-9	デロイトトーマツサステナビリティ 株式会社	03-6860-8143
11-10	インターテック・サーティフィケーション 株式会社	03-3669-7408
11-11	株式会社 テクノプランニング	03-5829-6768
11-12	株式会社 イーアンドイープランニング	03-5297-5404
11-13	SOMPOリスクマネジメント 株式会社	03-3349-5973
11-15	SGSジャパン 株式会社	080-5189-0631
11-16	日本検査キューエイ 株式会社	03-5541-2751
11-19	一般社団法人 日本能率協会	03-3434-1245
11-20	KPMGあずさサステナビリティ 株式会社	03-3548-5303
11-21	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社	03-3516-2411
11-22	一般財団法人 省エネルギーセンター	03-5439-9736
11-23	パリージョンソルジストラークリーンデイハロップメントカズム 株式会社	03-5774-9565
11-25	株式会社 パデセア	03-5226-6721
11-26	日本化学キューエイ 株式会社	03-3580-0951
11-29	D N V G L ビジネス・アシュアランス・ジャパン 株式会社	045-683-1406

上記一覧は令和2年2月1日時点のものです。最新の登録検証機関と電話番号は県のホームページをご覧ください。
県ホームページ： <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/kenshoukikan-ichiran.html>



早めに登録検証機関へのお申込みください。